

平成 30 年 3 月 7 日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

入札参加資格停止措置業者名	所在地
昭和建設株式会社	茨城県水戸市千波町 1 9 0 5

2 入札参加資格停止措置期間 平成 30 年 3 月 7 日から平成 30 年 6 月 6 日まで
(3 カ月間)

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する物品調達契約

4 事実概要

元請負人の日立造船・極東・五洋・昭和特定建設工事共同企業体が受注した水戸市新清掃工場建設工事のうち建屋建設工事（分担施工方式）の請負人である五洋・昭和特定建設工事共同企業体は、平成 30 年 2 月 27 日、建屋建設工事の基礎工事現場において、工事係員 1 名が高さ約 4.1 メートルの昇降足場から転落し、死亡する工事関係者事故を起こした。

5 短期加重の概要

昭和建設株式会社は、本市発注の水戸市新庁舎建設工事において、平成 29 年 7 月 26 日から平成 29 年 8 月 15 日まで本市から入札参加資格停止措置を受けており、当該措置満了の日から 1 年を経過しない期間であることから、水戸市物品調達等の契約事務に関する規程第 24 条第 2 項の規定において準用する水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第 79 条第 1 項の規定により入札参加資格停止期間の短期加重措置とした。ただし、当初の入札参加資格停止期間が 1 カ月に満たないため 1.5 倍の期間とする。

6 入札参加資格停止理由

水戸市物品調達等の契約事務に関する規程第 24 条第 2 項の規定において準用する水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第 75 条第 1 項別表第 3 第 6 項「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故(市発注工事等)」に該当する。

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程

措置要件	期間
別表第 3 第 6 項ウ 「安全管理の措置の不適切により工事関係者に死亡者を生じさせた」と認められるとき。」	当該認定をした日から 2 カ月